

町 民 税
年度 県 民 税 特別徴収切替届出書
森林環境税

指定番号は必ず記入してください

		松伏町使用欄			
____年____月____日 提出 松 伏 町 長 宛て		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住 所)	〒 _____	
			フリガナ		
			名 称 (氏 名)		
			代表者の 職 氏 名		
			法人番号	____-____-____	
			特別徴収義務者 指 定 番 号	____-____-____ ※市区町村ごとに異なります	
				新規の場合、納入書（要・不要）	
			担当者 連絡先	係	
				氏名	
				電話	____-____
給 与 所 得 者	フリガナ			旧 姓	
	氏 名			普通徴収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 〕 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日		特別徴収 開始予定日	月分（ 月 日納期分）から 特別徴収を開始します。
	1月1日現在の 住 所	〒 _____		受給者番号	
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		届 出 理 由	1. 入社 2. その他（ ）
				月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期末到来分）を添付してください。）
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期は年4回（6月・8月・10月・1月）です。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。
4. 特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。

【提出先】 〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地 松伏町役場 税務課 町民税担当

特別徴収へ切替

④ 普通徴収から特別徴収へ切り替えをする場合

特別徴収への切替対象者の氏名を記入してください。

生年月日を記入してください。

1月1日現在の住所を記入してください。

現在の住所が1月1日現在と異なる場合に記入してください。

町民税 年度県民税特別徴収切替届出書 森林環境税

××年○月△△日 提出 松伏町長宛て		所在地 (住所) フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ 名称 (氏名) 株式会社 ○×商事 代表者の 職氏名 代表取締役 特徴 太郎 法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		特別徴収義務 指定番号 新規の場合、納入書(券・不要)	
給与支払者 (特別徴収義務者)		担当者 連絡先 氏名 特徴 花子 係 人事課人事労務係		指定番号は必ず記入してください 松伏町指定の特別徴収指定番号を記入してください。新規の場合は、納入書の要・不要を○で囲んでください。	
給与 氏名	フリガナ 鈴木 一郎	旧姓	普通徴収 切替期別	期別を○で開 〔 1・2・3・4・ 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日	特別徴収の開始月を 記入してください。	開始予定日	9月分(10月10日納期分)から 特別徴収を開始します。	
1月1日現在の住所	〒 ○×県×市△△3-2-1	受給者番号	届出理由 1. 入社 2. その他()		
現在の住所	〒 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。	月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 ○×月△△日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		

指定番号は必ず記入してください

松伏町指定の特別徴収指定番号を記入してください。新規の場合は、納入書の要・不要を○で囲んでください。

普通徴収分での納付済みの期を○で囲んでください。

この届出書を記入された方の連絡先を記入してください。

届出理由の該当項目を○で囲んでください。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期末到来分)を添付してください。)
- ※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期は年4回(6月・8月・10月・1月)です。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。
4. 特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。

【提出先】 〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地 松伏町役場 税務課 町民税担当